

## 一般廃棄物最終処分場の 雨水対策工事が完了

平成12年に発生した埋立地からの汚水流出のため、市の一般廃棄物最終処分場（横山）で行っていた雨水対策工事が1月末までに完成しました。

この工事は、汚水流出の原因調査結果を受けて平成13年から取りかかっていたもので、次のような対策を施しています。

雨水をこみの中に浸透しにくくするための盛り土

雨水と汚水を完全に分離するための排水路や専用汚水管、暗渠排水管の整備

汚水約2、500トンをためることができ貯留槽の新設

汚水が外部に流出するのを防ぐための遮水えん堤の設置



市民のみならずにはたいへんご心配をおかけしましたが、これからも、安全で安心できる施設づくりに努めていきます。

雨水対策工事についてのお問い合わせは、  
市環境事業課 8255へどうぞ。

## 合併処理浄化槽 補助金の受付開始！

市では、河川の水の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用小型合併処理浄化槽を設置しようとする人に、次のとおり補助金を交付します。

**受付期間** 4月1日（木）～30日（金）

4月受付分が予算額に達しない場合は、予算額に達するまで1か月単位で受付期間を延長します

**受付場所** 市下水道課（市役所6階）

**交付条件** 専用住宅（延べ床面積の半分以上を住居として使用している建物を含む）に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとするとき

**補助対象地域** 公共下水道事業認可区域を除いた地域

**選考** 受付期間内に予算額を超える申請があった場合は、公開抽選により選考します。日程などは、申請者に個別通知します

槽の大きさ	補助金額
5人槽	37万5,000円
6・7人槽	43万8,000円
8～10人槽	55万5,000円

下水道事業の全体計画区域外の地域では、この補助金にあわせて10万円の上乗せ補助があります

お問い合わせ先 市下水道課 2100へ

## 高額図書やCDの購入強要にご注意ください

私たちは、だれもが自由に、そして幸せに生きたいと願っています。そしてその権利は、基本的な権利として憲法で保障されています。

日常の中ではごく当たり前と思われる権利ですが、当たり前であるが故に意識しないで見ると、知らず知らずのうちに他人の権利を踏みにじつていたり、自分の権利が侵害されていたりします。それを防ぐための意識と認識が人権啓発においてはとても重要です。

しかし、こうした啓発活動を妨げる行為があります。それは「人権」「同和」「ハンセン病」などに関する称して、高額な図書やCDの購入を強要する電話や文書です。もしこのような要求をされても、あなたにとって必要のないものなら、はっきりと断りましょう。

このほかにも  
寄付金・賛助金の強要  
示談金の強要  
下請けへの算入、参加の強要など

いずれの場合もき然とした態度で臨み、相手に付け入るすきを与えないことが大切です。このような行為に対する相談は、市人権啓発課や法務局、警察署、岡山弁護士会などで行っています。

人権についての相談・お問い合わせは、市人権啓発課（市役所3階） 2048へどうぞ。